

奈良県中央卸売市場再整備の基本方針

1. 基本的な考え方

中央卸売市場の再整備に関する基本的な考え方は次のとおりとする。

- ・市場機能の効率化・高機能化を図る市場エリア（B to B）とともに、市場の機能や立地を活かした「食とともに文化・スポーツを楽しむ」華やかで賑わいのある複合拠点（B to C）を一体的に整備する。
- ・市場エリア（B to B）では、老朽化した市場施設のコンパクト化や効率化を図り、食の安全・安心に必要となる施設を整備し、食の流通拠点機能を充実する。
- ・賑わいエリア（B to C）は、奈良の「食」の情報発信拠点として、県民や観光客に「食べる」「買う」「遊ぶ」「学ぶ」を一体的に提供できる施設を整備する。
- ・市場施設等整備にあたっては、温室効果ガス排出削減に向けて、「再生可能エネルギー」の利活用や「省エネ」等の取組を推進する。
- ・魅力ある「市場ブランド」の創出により、市場で取り扱う生鮮食料品の付加価値を向上し、他市場との差別化や市場としての競争力を強化する。

2. 卸売市場機能の高機能化・効率化等（B to B）

- ・下記により卸売市場の高機能化、効率化、衛生管理等の徹底化を実現する。
 - (1) 食品流通における卸売市場の現状を踏まえた、持続可能で食の流通拠点機能が充実した施設整備を図る。
 - (2) 卸売市場施設のコンパクト化・物流動線整理による効率化を実現する。
 - (3) H A C C Pの考え方を取り入れた衛生管理の導入・コールドチェーン化を実施する。
 - (4) 卸売市場の機能を活用した魅力ある農業水産物の直売・飲食サービス（子ども向け食堂を含む。）を提供する。

3. 華やかで賑わいのある複合拠点の整備（B to C）

- ・卸売市場の特性と立地条件を最大限活用し、「食とともに文化・スポーツを楽しむ」ことができる魅力ある複合的施設（下記の施設を基本的施設とする。）を整備し、市場エリア（B to B）との連携により、多様な世代が集い、新たな交流や仲間が生まれる施設づくりを目指す。
 - (1) フードホール、マルシェ
 - (2) 佐保川沿いの空間を利用する河川テラス
 - (3) 宿泊施設
 - (4) イベント等を開催する多目的ホール
 - (5) 地域の人々が憩う広場
 - (6) 駐車場、メインゲート、花いっぱい人が憩う大通り（フラワーロード）

4. 中央卸売市場を核としたまちづくり・周辺施設等との連携

- ・再整備された中央卸売市場を地域に開かれた市場として、地域の個性や魅力を再構築するための核となる拠点と位置づける。
- ・卸売市場の周辺に位置するまほろば健康パークと京奈和自転車道を利用した一体化を図るとともに、佐保川沿いの空間を活用した芸術等の活動を推進し、なら歴史芸術文化村等との芸術文化事業の連携を進める
- ・近隣の民間の宿泊、飲食施設等との連携を進める

5. 施設整備の手法、手順等

- ・中央卸売市場の再整備は、官民連携手法の積極的活用を基本とし、市場エリア（B to B）及び賑わいエリア（B to C）を一括して整備する事業者募集を行う。
- ・市場再整備工事期間においても市場の営業が継続できる整備手法を選択するとともに、市場事業者負担の軽減に配慮する。
- ・既存冷蔵庫棟を市場エリア（B to B）へ先行して移設するなど、市場エリア（B to B）と賑わいエリア（B to C）を並行して整備する。
- ・整備手法の検討に際しては、民間事業者へのサウンディング調査を実施し、

その結果を検証した上で整備方法等を決定する。

- ・整備手順については、民間事業者の提案を受け、市場営業への影響や整備事業費等を比較衡量して判断する。

6. 中央卸売市場の再整備の実施主体と再整備後の運営

- ・県は、中央卸売市場の市場エリア（B to B）及び賑わいエリア（B to C）の整備を一括して行い、整備に必要となる用地取得、建設工事等を行う。
- ・県は、中央卸売市場の市場エリア（B to B）の土地・建物その他の施設を保有し、市場事業団体等に使用を許可する。
- ・県は、中央卸売市場の賑わいエリア（B to C）について、整備種別や整備手法に応じて施設保有形態や運営手法を決定する。

7. 市場事業者団体との協働

- ・中央卸売市場の再整備を円滑に推進するため、県と市場事業者団体等との間で「中央卸売市場再整備に関する基本協定」を締結する。